

本部事務局の業務に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の本部事務局の業務に関する必要な事項を定めるものである。

（本部事務局の業務）

2. 本部事務局は以下の業務を担当する。
 - ① 総会、理事会、評議員会、その他の委員会に関する事務
 - ② 各種の主催行事に関する事務
 - ③ 会員の管理に関する事務
 - ④ 会誌等の刊行に関する事務
 - ⑤ 会費等の請求、徴収に関する事務
 - ⑥ 予算、決算に関する事務
 - ⑦ 現金、預金等の出納および保管に関する事務
 - ⑧ 会計帳簿等の整理保管に関する事務
 - ⑨ 給与に関する事務
 - ⑩ 公印の保管
 - ⑪ 設備の購入、保管ならびに処分に関する事務
 - ⑫ その他の庶務および経理に関する事務

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

2018年2月17日 制定（理事会承認）